

病院の病床種別ごとの主な基準

項目	定義	入院患者に係る 人員配置基準		構造設備基準		
		職種	現行	必置施設	病室面積 (1人当たり)	廊下幅
一般 病床	精神病床, 感染症病床, 結核 病床, 療養病床以外の病床	医師	16:1	各科専門の診察室	6.4㎡以上	片側居室
		看護職員	3:1	手術室		
		看護補助者	-	処置室		
		薬剤師	70:1	臨床検査施設		
				エックス線装置		
				調剤室		
				診療に関する諸記録		
				分娩室及び新生児の入浴施 設		
		旧基準				
		医師	16:1	給食施設	6.3㎡以上	片側居室
		看護職員	4:1	消毒施設	(1人部屋)	1.2m
		看護補助者	-	洗濯施設	4.3㎡以上	両側居室
		薬剤師	70:1	消火用の機械又は器具	(その他)	1.6m
療養 病床	精神病床, 感染症病床, 結核 病床以外の病床であって, 主 として長期にわたり療養を必 要とする患者を入院させるた めの病床	医師	48:1	一般病床の必置施設に加え, 機能訓練室	6.4㎡以上	片側居室
		看護職員	4:1	談話室		
		看護補助者	4:1	食堂(1人当たり1㎡以上)		
		薬剤師	150:1	浴室		
		旧基準				既設
		医師	48:1			片側居室
		看護職員	6:1			1.2m
		看護補助者	6:1			両側居室
		薬剤師	150:1			1.6m
精神 病床	精神疾患を有する者を入院さ せるための病床	医師	48:1	一般病床の必置施設に加え, 精神疾患の特性を踏まえた適 切な医療の提供及び患者の 保護のために必要な施設	6.4㎡以上	片側居室
		看護職員	4:1			
		看護補助者	-			
		薬剤師	150:1			
		旧基準	旧基準	既設	既設	
		医師	48:1	病院又は診療所の他の部分 に対して危害防止のための しゃ断その他必要な方法を講 じること	6.3㎡以上	片側居室
		看護職員	6:1		(1人部屋)	1.2m
		看護補助者	-		4.3㎡以上	両側居室
		薬剤師	150:1		(その他)	1.6m
感染 症病 床	感染症法に規定する一類感 染症, 二類感染症, 新型イン フルエンザ等感染症及び指 定感染症の患者並びに新感 染症の所見のある者を入院さ せるための病床	医師	16:1	一般病床の必置施設に加え, 機械換気設備	6.4㎡以上	片側居室
		看護職員	3:1	感染予防のためのしゃ断その 他必要な施設		
		看護補助者	-	一般病床に必置とされる施設 の消毒施設のほかに必要な消 毒設備		
		薬剤師	70:1			
		旧基準		既設	既設	
		医師	16:1		6.3㎡以上	片側居室
		看護職員	4:1		(1人部屋)	1.2m
		看護補助者	-		4.3㎡以上	両側居室
		薬剤師	70:1		(その他)	1.6m
結核 病床	結核の患者を入院させるため の病床	医師	16:1	一般病床の必置施設に加え, 機械換気設備	6.4㎡以上	片側居室
		看護職員	4:1	感染予防のためのしゃ断その 他必要な施設		
		看護補助者	-	一般病床に必置とされる施設 の消毒施設のほかに必要な消 毒設備		
		薬剤師	70:1			
		旧基準		既設	既設	
		医師	40:1		6.3㎡以上	片側居室
		看護職員	6:1		(1人部屋)	1.2m
		看護補助者	-		4.3㎡以上	両側居室
		薬剤師	150:1		(その他)	1.6m

※1 「医療法等の一部を改正する法律」(平成12年12月6日交付, 平成13年3月1日施行)により, 病床種別(その他の病
床→療養病床・一般病床), 人員配置基準, 構造設備基準が改正された。(既設は平成13年3月1日時点で開設許可を受
けているもの)

※2 精神病床は, 大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は100人以上の患者を
入院させるための施設を有し, その診療科名中に内科, 外科, 産婦人科, 眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院(特定機能
病院を除く。)であつて, 精神病床を有するものは別の基準となるが, 本県に該当はない。(医療法施行規則第43条の2)

※3 必須施設のうち, 下線の施設は委託の場合緩和措置あり。

※4 病室面積及び廊下幅は, 内法で測定

※5 療養病床の病室定員は, 4人以下(他の病床に定員はない。)